有徳院實記

三

内閣文庫
和書 類
三一、五六九 號
五 冊
一四九 函
一四 架

史
一二三

内閣文庫
番號 和 31569
冊數 5（3）
函號 149 30

国立公文書館
National Archives of Japan

有徳院殿御実紀 巻之一

惇信院殿はかけまくも大樹の殿と申奉る御経より路勢になかりしを
おかしまいらせ家のことへそて指く成りこし給ひ御家保十九年九月
廿八日吹上の御園にて三年たり 寺社町奉行 評定所の事ともきこしめすこそな
させ給ひつゝましくて餘所のうちにつきての将世のつまでなどし
志せ給ひ事みなその御旨なる事しかくとかくに審精なとせさせ給ひ
かくし小家の御殿にて思ひ次第せしめられてあり一つには
或事となりしくつには民の難苦を御覧しかいこの御ことには
常にのこおそしまゝは奥務になりせ給ひしかのことによりて今
宝新助道信なりし又其倫名等をもつて書なとし給ひ
御側近より重臣の太宰とて奉りしたて御側より
近侍篤実の者倭なるをたてし事に侍衛の職となされ

輔翼し奉るへしと成されつゝ今しばし引きもて御位譲せ
られし時ハ人々の心といかにの御事を退せ給へと申されけれは父子なり
とも何同しかるへきならす稱ハ将軍ハ将軍の御本体をもて論すへきにこ
そあるへしと志ハいつかわせし故の事するへきかの御挨拶なりし御見乃
御勿体に長病の瘡ひ給ひ百日の間御念しなと思ひ御常ありて甘し御すなり
故御帰とてしこともなるのたくしきハ御はなへりすと御付有りし御所にて御笑
ひさせ中次の人々の御怖れ仰けしとそ　御当家　外記竹千代

一先御生涯して御名の事を御諱と稱しまつり御やすらへ人々の御内の字
諱の時に御諱御書きなりと申す御不諱とハ其父の御諱御書きなり　御座あり
稱するありつてそのつらきの名を御除へきこの何々ずと仰ありて享保九年
正月朔日　大納言殿　御生涯殿　の御名まで御ゆるしあられて御名と
名のりと稱しまつるへき人々も御憚りありしかも御名の一字御憚りありても

稱することなく永くさためをかれしとなむ　御当家法令録

一嫡孫の御名を定めらるゝ事ハ兼てありし事ありて御の思召しにてたるへき
御事なりと見え文化二年
浚明院殿生れさせ給ひし時竹千代君と御名をまいらせ給ひへと常憲院
様の御名なりしこの故にその御名を
東照宮の御名を竹千代と御名付させ給ひて御継嗣と定めなりしより遂に御代々
の御方とさいはひしもこの君御生れつきしと御かけさせ給ふ御ことにおはしませ
ともせられしおほくしくもてなさせまいりしより先　竹千代君の
御生母お多の御方君を御懐妊せらるゝ時
公よりいろいろ御事を御はかりしつゝなほ又おほせの御懐妊あるまへにありしこの御
常信院殿よりこそよけれ御事を御はかりましゝすと御さだめありしを
竹千代を御懐妊せらるゝ時ハ嫡孫なれハ御名のりを何としへしこゝろよいハ嫡孫の名

あれハ物くるハしきさまなりしと御あつかひみ奉りきこえて竹千代君
の御生母なりいふ事をおほしめしけれバ御母の前にて世に出させ給ひし御姉
かくて馬を御所望しておもしろきにて次の間にいでゝこの人とせめて青銅
此の人をかへさるへきやうもなしされバ竹千代君母の無事に天下の御
位をもつゝかなくかへしやとてみなとめきあらかしめけれバ
竹千代君ハ大いにおどろきて御心におかしき事ありけれバ春日局のもと
みな同しくおかしくれハ春日局同しく御そばにつきあそばしけれバ御時
出世の御なり
公竹千代君をはなれありきに御成により万所のことにておかしけれバ
竹千代君にハものゝこと御鍋のあまり公への御かたりにて万所のことをも
御せいまでもきこえけれバ馬のなまめかしかりしハ万所のことの
人とおもふさまあまり御前にまかりあまたの御咄りありしとおほしい

おほしもひつりてみゆるきにも御さしもこれにつきとまよひて給ひけれ
しかハかのことの人ゝ東の御所へいたるまでをもあはれなることの家
なれバそのかみの人の中にハ御婚礼の名をこそきこえけれ
おほくとこゆるにもありしかハこれをしたり御かおのつから御婚礼の事なかりけり
あまりのことにて思ひよらせ給ひけるにこそ　常憲院（?）前将軍（?）ハ綱吉
一竹姫のことは次のはしハ実ハ清閑寺中納言熙定の女なりしを
常憲院殿御養女となされ何方の御縁となしかし給ひせかしかり
松平肥後守正容の子久千代の縁組ありしと給ひけるにさいはひしよ
定まりけるに久千代世をはやくしけれバ有栖川式部卿正仁
親王の御方に定まりありしかバ此方も御かなしかりしハ今ハその御方へ川の御
公の御後に御世をはなれて其の縁組のこと年ふりてかく世をあらきたく
とさまへとはなりて思ひきまりて定まりありけれバ常にこれをなげき

給ハさりたんてうせしりへハ今こそかく姫ハからふと実ハ再 とりよ
みまほりすと仰ありてふしきの御行といひしらへあいつ帰の松岳の大僧正
俊寛の姫君将軍とよくすこつせ給ひし鶴姫といへるへんなることと
きへのりけさせ給ひかり竹姫君の御縁組のかりけるより御かわしけれハ
公かくれさせ給ひしほ御生母の御ゆかりし御父のおりしとあつめらく
こゝろに阿弥陀仏の像とつくりて竹芝の浄光寺に安置し給ひ
ちかふしとなん 松姫のこと 文昭院殿の御養女 松平加賀守吉徳室 なりとへて
文昭院殿の御内より松姫のことよろしく待遇しあいしこのハこまかなる
とかくしてなほ御ことのいはるゝみて 家伝録 松平加賀守 …
一 有章院殿ハ御幼名ハ御鍋松ときこえ給ひしよりかはらておかしけれハ同し御年の中
みなこゝろつくしても御ひ成の為にとしまいて各々へなつかしあいしける家臣
十年六月廿一日御誕生の御座まて馬場ありと御祝ひしあいしつの根にかく

まて宗経らとて御産所ありてめてたらせ給へり御年の御七十一と
しとりやなとしの九月松平美濃守吉保卿と申ていへる亀
の馬お年としつる月もなお御をもりせられ御ハりなかく末長くと祝せ
あみ御はなはだ見とたかくへし十一月十六日射藝を御覧ありこれ
おりいしかりハ上意し中らもりしと申あけせ給ひしゑ十五郎て紀念の
御覚のめてたく御つかへ參りて道の伝方もおまをけせ給ひ全一日
六月ころ御具足始の式行をかいし御めてたうつせまいけせ給ひ
刺源羽織かつけさせ給ふ十五日も弓を始と加へて御出御ふつりし
御覧ときこえつれこれより先七松源中納言元服して文学を修へられ
けれ記得弱年なりすまを時御前にめして読書と試みあいしく
論語十篇を講ならしめられしかハ殊に御感ありて御紋の
三所御羽織をとらせて賞しあいらの御学業怠せ給ハす…しと

諭しめ玉へり清和ハ小笠原ノ始祖にして当流師範たる作法をうけて伝へこれけり世
はさしの意なりかりけるく世に禁ぜられし元来のつゐも盛栄醍てとし
以ての流行せらる十五年十月十三日吹上にて七業を試みるに子孫
にまで行しを貴しめ舟宮の法として世々に天地凡御の乃
射儀を弟子となりかけておりしは也ハ射術皆かくのほとてなりしとし
有しかるに十六年二月赤根川にてまつりし清和にて弓三百張
一と打まてまはり世に行れしはみりにしき大事ならず十七日に至て
用ひまてらもて帰し稽古を射とめ行しとかの君所悦なさしめ
なさ寸二月二日同弟の郎にめして矢宗の家を継ぐべき由仰出
されし所以にして小笠原ノ中務大輔尚与にも宣せよと弥り弾を以て家
行の故実を考へ白赤黒の旗を預しかくて弓矢を宗とする矢宗
の家にハ武功相続の者をまうしてよむ一とせなりとて小笠原ノ

なるに八代の孝寛の時より弓馬の事を以て四方に人を召しまいると
定め行しとなりさはゆゑに旧弓を射て武家にあつかりも元服
十柄を弟子同一年ハ日本にハ古製をもて行はれし近頃騎射を
弟ハ十九年源家宗家の制度を考へてもとめて為儀
の武術をもしてきりてみ行しきにありて御の郎仰付られし永くこの
事を行はるへしと仰下さる所は日本の志村まで近習騎射ありとおもし
さればいよいよ他流の人いつて近習紺袖四幣の騎て腰巾つけて
とひしかりしを御覧ありてその他のものいよいよ古雅なりとや
称せらるる弓馬の事烏帽子直垂と差引藤
とりとつ同しく伝へかまつらしめ又ハ騎のみかなしけるりて紫木
よのつまのありぬつらしかりしかハ御具の入せかへ文二十四近ア
二年ののち備婚ありて然勝せらるゝの後儀を

御前にて召させ給ひ田安の卿には近習の者にまで風俗よく御作法正しうあらせられ
と仰ありし寛保元年には九花の間にて御かしこまり陸羽卿と称せらる
万葉集八代集の御よみ様なども公卿の御中にも其の人をえらび進
まきて御かしこまりと称せられしを日常せられし花鳥風月の
紋蘇香の西方寺古風の花しとこそめでて御覧せられしとぞ
田安の卿はさき頃なども十手の弓矢の家の固一張弓百張
長柄の槍をかまへりこの御文武の道なることいふもさらなり
おとせしのちまで好古の志ありて容貌容儀の製までもよく
捜索ありて古き雅楽をも好ませ給ひ音律にもあまねく
せられしそれがしの御わざのあらましこれらにとどまらず
なきをも国学をもよく学ばせ給ひて御抄をも撰せさせ給ひ
御抄桃花蘂葉などのたぐひ御考をそへての御日記あり

考古のことなりとすべき書日録記等の古画をもあつめられし
このほか猶もありしなりて　三藩諸侯
一宗家吉宗公の御子には事なりの御家の諸侯と遇し給ひて世々に
揃てかく親しき一派なりし人々に何事がなし置けてなひまぬ身
先祖は諸侯の家格をもち寛保元年八月そのことゆへ御伝へなし給ひし時
御前をとめ給ひ諸侯のほどをと思ひて称せられし十四年の
時御かたく辞退せし同気とて家のかたしへ及ぶことなくそれは家の
卿のと仰らるへしと仰せられたるも一旗のことなりと興ありての
子孫の家も新たにあるべかりしことと思はれしことも数あり
大助といへる御方の家せし次の日左衛門督忠良と
なる御方はありし小大助と申す御方の退のほどまでゆるし給ひ
御元服ありし後は孫にもかしこまりて来たりて御前にまいるなど聞えしの

御年廿三延享二年十二月宗辰の御病せしめ給ひしかは御年廿八にて卒し
薨去の折なとハ二十三にて嗣すへしと仰せける松平肥前守宗衍いまた
幼少の御代と申しける御母天岳院よろしくはからひ給ひて御家をまもりけるよし
ともかくも天下の御代にかはりし事なれは御家の何れとも申すへきにあらせ
かしこくなりし人徳院殿かのみこと此御かたとハまさしく御ゆかりなるとハ此御方
ありしまても御覧しと聞えのみにしきたまふかはいかのみことを天岳院と
申しくまいらせて吉田なりて此まゝ天岳院の御事は御代御かしこくありて
きこえけるゆへ御心のまゝにおりしかはこれハ猶さらなくありてつかへ
給へし御事なり天岳院にてもかきの御事より深く御まかせしと
きこゆへきによりて御家をまもりつゝなかむ松平肥前守宗衍いまた幼稚
にて御跡を継給ひける御後見の御事によりて家督相続
二十三日御跡の事に具してまいらせ御ことつけ給ひしよしなりけり

この児まさしく松平陸奥守綱村の子にして御かたみまたの
ましと仰せられし御継嗣たるをもつてかの世の人々の御あつかひ
なりける松平陸奥守綱宗の孫なる娘ハ廣幡内大臣豊忠公の娘なり
しか松平陸奥守吉村の妻あるハ幸にて成長するに従ひて領国に帰る
通ひしは此年享保十二年二月二十日御行にまかり給ひしに
この御志ありかまくらへしと御かたれ此の吉村ハその御悦び
の中にも殊に長じて御後の志しあつからしはわかさて御眷
遇をも蒙りしといへり是より先享保二年封地将に侵
席を試みしよりは頼家のまもりへしく継て席を営みし
よく志の其のかゝりしにこの席みなしきての意しられハ御先代久保
伊達陸奥守吉春とて頼み但馬の守を御つかへてまつりし陸奥守の封
席地家の席にて嗣ぎしハその形ハ前よりの御わたし申しさせ給ひし

にておゐきハ池のなぞらへまゐらせ申ことなく何かまた御心ともなく隆光僧正に仰あり
よふ御名を称せられ候保科肥後封内の旨を承りて御勝手なれハ
小沢所縁の馬場とせられしためにて御状の下に家康公といへる
御文御預ケありし御庭の木にて御祈りし候の時ハ隆光僧正の祈禱所
開祖隆光の後の御沙汰にて其後しめされ候へ条を申
されハ祈禱の御方ありていへるとも御次といへる文書を指示の
御たまひ所持せられけるの一旦同席といへハくるより隆光ありて
ものとなれハ御の祈禱の折しめされかいまた隆光僧正ハ母の
桂昌院殿の御名御なりかせんやはたらかせ申へく御つきまゐらせ
牧野備後守宗村初ていせし時隆光僧正を御側としてすゝめ給ひ
たくよの出来しと申候ひて御母の御沙汰ありて牧野主殿とありし
にて御さしそへ申つりとまへり御府へ帰るとのありき隆光僧正

宰相の御大事の時にありてまた物語のなきハ利根姫の御ことを
宗村ニ御縁組仰せ出され候事を伺ひ奉りし祈禱の御文
隆光の令を下されしうへ御郎宅なりける御殿へかへし申
届けまゐらせし御座をもて隆光の御供をなし御入輿の時
隆光僧正是をもて御婚礼ありて遠の子とありて御年ハ何とかの
喪ありし是を下府の御下屋敷へとつけらる
何の代若君御誕生の時宗村〔陸奥守 伊達〕護摩ありてまつりの仰をきかれしの
今日ハとある御茶をすゝめ隆光僧正持〔安藝守 浅野〕ハ池の御祈禱の法すへきよしにて申て
坊主を申付けて御祈禱の作法あり吉長をもつて御同姓の
人々の御名前ハ大名の御しき祈禱の時何かなる御茶をまゐらせ
御祈禱といひ御祈りし申されなりのなしといへり隆光僧正ハ後
よくも御かよひありて御祈禱の名返ありて御命をかうむりいつまても隆光僧

兵部の程とも尋ねるへしとて河渡ら右衛門段位のことにて申せし時し
輔おまへは辞しまして御伺ひしのち志あるゝ給ひせしむて
御許容有りし吉村も輔おまへ段この年まわりは家督の政務にくわしの
とるへきこともの何かと指せらるゝ段位の事も志はしつ万葉せられると
何かりし延享元年正月廿七日その時かくの事ありしに備へ何地
あしくなやめるよし所の名伴の日より養楽して年ふん侍へしと有りし
あり二月十九日病おこりて御住まししかるは最早しようして逝去ましやき
なら居もあつこや御かみなるとて将軍家の御沙汰後の将
入綱か殿将軍家下の御人の御使者まれし時吉村年老されは以て其の
郎まても御うとは御傍と候へしとの御旨にて吉村か太将のすゝめもし
御使もなされ又利根姫の御かたおもしく何せらひ時し吉村病ありて
このうちを思ひ新ひまの病もより増へきやと仰ありしせらるひ

志ありし御所あり姫君つゝめいらせまひしかは此日吉村父子
医薬の事を始とるつゝ仰をとらししたりとし御意の後と戴りかの川
宗村年若なれはとやく無藥と備すへしとの御旨にて此世は
公の御ゆ縁ありしせめ御備きて吉村はゝてなれきて封内の遺言の
秋まみ新ね〳〵し余なとと戴せしとて輔おまへ宗村家督つきて陸奥
守の任しことはも元文元年正月陸奥守に清水といへるを戴世ふ
逝物なりとて大納言殿の御名となさる宗村ありしめて御貌乃
いとまの時今よりは御卿宗乃路す時史なと見るへしと
作ありて例のことく御刀なと賜りける時御沙汰して御かる事と
をりまいらせよおん枝合依候陸奥勝清ありて利光りとさめいかりや
書せらるゝ物して白ふの鷹大鷹なと志はしまいらせ
公よりし丹頂の鶴孔雀のたくひ鍋とのあまあり又何の日麗地

みて憚り思せし都維那の人参を献せしむることかしこくまさせたまひ
他国の産より出されたりとて案主に月三英といへるして上台を
従へしか宗村は嫡男大納言宗村はおほより様ありしと利根姫乃
御のちの事なりしか八実の御むすめことに思ふさまして利根姫の御のち
様子を設けるなし陳姫とかの御なけおそして御恩遇ありしと云り
こゝに小藩主柳沢吉里なと敷しかるのちいよいよ病痾をやまされは
笑ふれ縁者の家なりしか信陽に血疵を被るありて封缺しかは実家
掲陸守尚白となりて隠居ありしが其しあり井伊掃部頭直幸
家督を旦夕也に比の呉なり御待遇しかりしと云伝ふ
寛保二年正月失火有て焼亡して後年御殿まも及ん事もしるみ
此邸宅所属の跡ととられ掃部頭へ卿へ移され以の七年ゆかり小石川
より火起り本城の御まで二丸の新築ありつくらんとせし時も被災す

御ありて掃部頭の家人に預けられ次の日病にかゝりて程なくかくれしが
宝暦とかはりて同十二年十二月の火にて掃部頭の邸宅焼失せしかば
其後小浜の松平右京亮の邸を借りて暫く移られしが其の後
御わたし松平安芸守利隆西丸御留守居掛り出役人奉行掃部頭
元禄の人数を率して井伊の邸に向ひ火を防ぎたりけるにその
分し元来掃部頭人の人数をあつめたりしにつけたりし
いひまはし掃部頭に紀州家に
御宮治の支度すへきよし御沙汰ありて其上にて御沙汰有る
せし故年の儀は掃部頭の家老の陣屋御所ごとの事はいひつけて
御沙汰ありそれはいと重きことありて久しくお任せありし時に医
玄孝元貞西丸御医師を申しかされ御所を診せしめられ
本多忠勝の助方父の利長十八しきつの大のい誦を刻られ

しゆハ御もなくうしゝ助光ゟの行ふらうしゝハ一方ゟの加志ありて
佐渡国佐山の城を謀り取るや本地檢道して、きゝの根絶
おうらしゝハうちしく宮元さらせうち之へ欲さしれハ好悪して帰りけり地を
他の人も騒さしもすなりかさしとて、うけの小さき人の御もたかし
こうハあらかたの地ハ先代帰りけり、下されたる初何りてあらん
地を新とらつりもこ何のきこのりあらむと何ありてやさて言升
水内の二郎まくさうふ地とこの人帰りけ与同し法ある山大形も是安清
佐地を丹波国宮地さらつられ御前にて恩を謝し以その御の京へ
世し武役のんといひしと笑の後へりけ御もなし高人へ申す党ある之の
佐地ハ火元より御代あかりし笑のられハ封を被し其ける之と御役あり
されハ大将の先前後して兵術し以てとなむ、河の若年大将を吏
冒成をるかの国中伏ようつきたしをうしすはハ要極の地をちと氏

つ若後の方の方あらた人のふみあらす世いとさし路中なかりとひへもし名根の
勤労を思ひ存らあらなり之泉国の路へよりて心を借らす下しと
係あり播ふ丹波ち両部の役の地を下されし付し米田極要の地
者し見ハ見きて心を見えへしと武芸術ありしとて小佐京佐渡中長高
おはかつ其その子造酒助長邑すつくと申して、我つきしりおつきて
ふせしかハ争表三郎長真か拙像りして一方名の地を賜りしが
こまで無爾まて手長すなかさらしお仕せらりしかハこのくそハぜん
おらなしきし一所の地をおほやけより之しなかなるむともとこ御内に
故り紀光の将やしたと思ひし一族をは申京巻か二男総三郎
長生を兼世かりつかせしことをきゝ、好悪なりしと思ひしむかしの史字
三ふふりてつき總姫の式の名代を即かさき二代まて中継せしたと先叔
のこうる事行ことはと有さきいゆすとして性ら子浪人となし備ふ

内匠頭正武致仕して後享保元年七月御継統の御祝ひに出でけり
仰出されし恩の御詞ありて病中の折をもかへりみ給へり
松平和泉守仲英若年寄の職にありし時享保二年正月本郷邸
に於て火をいだせしに大事にならずして消留めたり
其後勤仕をも憚りて引籠りしに御旨を蒙りて出仕す享保二年
備後守隆の青山の邸も類焼しけるに程なく返りてせしを人の越
を近く出し来るより時宜ならず其のこと御備せしをこたへて恩の外
洞もなかりきと云事人々称して御褒詞を賜ひ三度まで上使ありて
同じ此節田楊の御留守にありしを御称のついで一儀の事
となせられしこと上意ありて御備へありて恭しく
御馬を下されて御機嫌を伺ひしや程なくなりぬいよいよ勤めし
仰をいたゞきつゝ家の面目をかゝふりしとなむ　続藩翰譜

一 酒井雅楽頭忠挙は元禄の比
白鷺隠居の事に任じ大老の職を命ぜられしやうやく備後の
乱とせる宮女水戸家に致仕して御部屋を称しぬるに至り
先御地水旱飢饉ありし時におほやけに差上て民を
振ひし又何の役を命せられしといへども御ことわり申しける程
家僕のはしおりし儀遂に今は其身のみ人となり家事にまかせ
けるのちなりける歴世の遺老にて朝廷の柱石とたのむ
ばかりの者なりしに其志ありけるが偏侍せるやうに
林大内記信篤をして家臣あり共に学ひて勤務中にも
恩賞あれは深くこの家の人と輔となりてもつとも御
よくなりけるこの家の人ありけるに
大猷院殿の御時よりしは公私の雅俗の御余事にも大小の政務

ふつゝか御沙汰しかしかるにこの
厳有院殿御代のはじめまでは何事も諸老臣等会議にて
前規をまもりしにひとつより新しくなりて世の中も[illegible]老臣らの
まかせにて行はれしなり
常憲院殿御時は御側用人松平吉保と[illegible]何事もとし
出来しとに候ひき
文昭院殿御時には御位の日あさくして御逝去し給ひ
有章院殿はいと御幼稚にましましければ万事間部詮房がはからひにまかせられし
当代[illegible]にのくはらくせねば今までのなごり[illegible]
はさうなりし詮房は大目付なりとも御かゝりして万機の
政事をつかさどり御沙汰しかれば老臣等もそのつかさ職事にかゝはりけり上は摂政
[illegible]かなはずしさて昔はかゝる二人の例も大目付二人はなき人

にはかなりしのちも法令の事と[illegible]なりぬこの頃の政
事は貴人のごとくにしてやくなきうちに今何事も二人にまかせて
二人と定まりければ官家のいとまなく[illegible]職事もなく一の定法
又家継之御の御山をたてしの事もこの父[illegible]
との人とは公役様にかゝりなりければ[illegible]一家内の公に
あらずとも何事も人物[illegible]
おもひしこゝろは[illegible]時は[illegible]人
てこそありしか人は之信の人物[illegible]
このむかし[illegible]の[illegible]
けるもの[illegible]との人とぞ父の[illegible]
なくらしこゝろ[illegible]官とも[illegible]
あるべきことゝ申けり[illegible]

一有徳院殿の御時より大守ハ何ことも宿老および老中等に御相談有り
給ひて人をもよく用ひ給ひこそ行はれしかば今は衆議一決せず
今定まる事多くして下まで行はれ逆意せず能くハ其れの所
宿老ハ其れしか老臣として天下の事をせられ何事も指図ありて事よろしく
若年寄ハ一統評の役儀多く附て萬不正の詮議あり尚ぼし論談を
御指揮ありしに依て若年寄より宿老の外封地ひろく
もてる者ハ是れを役し封地おき給ふ者のこと給ふべしと定らる
こゝよりしてよき家の例こそ定めハ多くもりの事しいまだ多くれハ封地
広く用ゐるの人ハ定めてありしにいつの代にも封地お
きり給ひてし事も役方ハさもありてきしなきものなれと見しさし
その人物のなりてハことのくりの多し 又名覲能役の朝ハ昔は
おりきしるもとも近ハ又制されて来る事かなし此地の詮義
於ておいて在府しなからの八諸侯一国の政をもなし参観して国の
務めのなきもしとあり是等を禁し諸侯ハ其身も御側に侍せ給ハ
ぬまで領地の何しすといひかくし殊にさいつ頃京極高縁を遇
務向の加増ありて府の為めなりしを至ての在府せしむと云ひけり
らむとせしを思ひ一族のすあれハ何方ちよいさめて封地の行
しめられ其ハ一族ハ国へきかと定め役をもて下すのしその所さんかす
まで事らの申ねるまで多しかく所労をもて急ぎして府下のことあり附ん
きるもかしき所の詮議すりの者へのす昔今と静められき
ゆかく
常憲院殿の御時白石先生にて諸役人の具ハ諸侯の所費を省く為め
自の諸書の由ハ行の府にて詮議し君老の子ハ役の序にて名ざんせしも
有徳院殿の御時より此の人々常両朝のうちに依てかゝる事となれり

然し其中にも一竹の節のやうに格備せしめたく存ずるは人間名誉を
つんとせぬやうにたしなむべき事なり又此の胡乱
者の有様の御時世には各藩の下々まで私に節をたて諸家各家
の類は浮説しけることもなしにて常態の事となり移てましかる事と
なりぬ然此学者のこころへなつかしく浮説しよりふるへき之家老譜代の
族は儒者の説くる時しかる善人の目は儒の学にかまへられぬはよし
師と仰ぐべきこともいかにもかしこし水戸信宗 佐藤直方跡のすゑとは儀を評
せし時儒者たる学んぜしとなりしを今の世のやうに家老譜代の人々
其学者の類ひ何となりしも状いふものしらざりしが其付き又譜代
の家の御中を辞して段位すなはち人は前通りしたもの下々は其の
ころ譜代の家々のへきなるものむかしよりのなかてなりしかと然は
家職つゝがなく勤めしたる事は其まで下役の者の役所にもかれなかりし

已来何の子はの下は家のかれ其譜代の者ともへきなることかくては家の者の人は
誠に有難き時節への譜代は譜代此輩にはめいめいかくとありしなれ家例あり
すへての譜代の者はおおかく御家の先祖まで各家の御譜代の筆第は
なりし故とて家筋の次第なりされは譜代の者とても一とを嫌ひありて
人の家目をも改めるべし諸大名の家臣とても譜代にて流せ
らるることもなくものを引きかへるべきものなりたとへ家格のすたり
其に諸士の其の始めて精勤をも出すなりしとなりしもの然るに其中にも
又役を高めしめたるは四位よりして人の好術の内にして天和貞享の比
の風ありしに始りしは勤めし例にて諸侯節となりて今の役目を
定めかたきは至って諸侯の制にて定めおくべき今其候とて
一切においても諸侯の家にかへりしとは全て家老を仰しめ他家を好まず
死をなさざりし家職の人々より諸士に至る迄其身に至るまで一ケ月は

縉紳不諳の節なとて親王と大臣とも摂関もゆるされさる事なる處
のなハ一のよへて納言参議羽一事ゆるされなと定めしきよしと合せれ
偏宮の女房なとをまらし形のやうへきなりゆゑに禁中の御ことを
はすまい[illegible]ゆるされハ速に[illegible]てありしきなれとも兩家
人の風俗なりしかは文武の藝をたしなむ人ありて数寄なるを
のこさしこられよふ[illegible]の人多しあらむ事の有るとあへの武の藝を
修習するはなおあしはなすかしきあはれあるによし家伝をなして
あるちをの学ふへきなりとふをもして[illegible]業のことにはる[illegible]より
おもしきなりけりなり諸士の[illegible]もなく風俗しそのつら
ぬしくなるのすゑいふとなり侍るへきによろしからん　続文集
一又同じくへて諸大名の禄に職意せられハ侍るへきなりのおほくありつる
よあと[illegible]をやつさるるの[illegible]として生するし今の禄にして立職

みこ[illegible]の[illegible]し　[illegible]くハ[illegible]職の意なる給禄を帰めへきよし[illegible]
し時上條にハみやこの[illegible]らてみしに両国代ハ脚の人[illegible]して
あつかるすいふれハ封色をつきのまてはなるへきすお[illegible]
の地まて行えへらるへきつ[illegible]のん[illegible]り[illegible]ても思て[illegible]しハみやこ
に住居しこと[illegible]すも先例まて隠二またをりさせは多くの
人をなとすなるすなとハ公家の[illegible]を[illegible]する人の[illegible]禄のまてハ[illegible]
まつるかりしことに[illegible]料と[illegible]りにして[illegible]太[illegible]
宮[illegible]へ一倍半倍の　と[illegible]なれハ[illegible]料[illegible]
それ[illegible]御[illegible]ぬ[illegible]の[illegible]やこの[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]職と合せつ[illegible]人を[illegible]へきよし[illegible]
[illegible]の[illegible]あり[illegible]ハ[illegible]へし[illegible]
しよのもろ[illegible]ハ[illegible]職と[illegible]にそれハ[illegible]の[illegible]

さりかたく仰を安んせんへしとて又御たちうつりしてより上かたからぬへからく
ことはりなりしといふことなり其後良家名禄の沙汰よりかくなりてハまたく
中川備前守御事ハ御例より大目付になされけるにこれよりハさせらるゝを
失しなくて左遷せられしかハ備前守の能いとはやくのこしてかくと
うちなけかれし時世の寧にして常衣より上の人ハいろ〳〵にて同しすと
申すの遊楽をあやまつよりおかしき西家の殿人なとハ同し南家の殿と
といへるもたゝ人を擇ひぬへし
崇徳院殿のころまてハ御政よりたちまち崇徳にかはりけるにその
なりしかハ擬ハ高位にもなるへしとて家を擇ひて殿人になされしなり
それハ万居とて御寺ののち二男三男なりしもハ父殿の名によりて都
其の子孫のうちを分けられしよりして其のみところにハめてたき
ようやくなりつきてハ院殿のもとに地下の一ところ部従の御子にハられし
万居とての二男三男なとハ摂政の子弟なとを撰ひぬへし出家人ハ
聞しめすこと昔より御法の事をとゝのへられし仰にハ今もさかへ
承卿にあつからへきハまたの寺のことなりけり其子ハ院士となりぬ
おかしよりおほくなりぬ
崇徳院殿の時まてハ摂政小納言小舎人なとなれり 蔵人小舎人 学の職人とされし
大家殿の書士りく元らかしのハその子ハさとの書士となりけり
さりとしてのうしたちとハ宗家のいやしき小舎人なり色の所にしのて
うちらの職にありてもそのハ大宮小舎人殿とその所にありける歴世其
件の院士かつハいやしきのみにあらすしてなしにそのはなかれしくとも
少年しあつまりなとハ御まへより常にさけしをそへけれはさらにあ
さいはひ人をむさしにての事を御の申すなりてゆくハあつまりさい
おこにたりなりて又忠貴人なる殿をたてしてしく家となりけれハ

そのとき世のさまかはりゆきて人心服しかなしまざりけれ
右京鹿苑院殿の御世也其頃の人々宿直の時分よりて出仕を
さしとめ十日以上の后には門跡へ行もの又は附属二と帰り
しときてかの出家の事なれどもいはれなくて其苗字かへられて[illegible]
まうこてい私をかまへ一味をなし罪を鼎せられしことはりかれともの
職務の名を罷しかりし主計よりもの[illegible]の[illegible]の[illegible]
の帰まいしあまりにし侍しきことなりや[illegible]し関八州の[illegible]を[illegible]
のこともありなんのとかく田舎まではしり[illegible]いて田舎の[illegible]
侍女のよしありて御前にはの[illegible]とせんをあはれみ田舎に
行しまゐてこらへ一とせ[illegible]池の[illegible]をりし[illegible]
とゆりして[illegible]とえみて打むかはせ[illegible]て[illegible]をせしめなん[illegible]の
なんだもなりける[illegible]の日光山の門主も大明院[illegible]の[illegible]よりこのつく

[illegible]すまの[illegible]りいることなかく鹿苑の貞をすし[illegible]
[illegible][illegible]いなりぬまで制を定めめかれいかし[illegible]
このへ一の[illegible]の賢者の生禄を[illegible]り[illegible]のの[illegible]
[illegible][illegible]なりて[illegible]蔵箱とたくはしすまりて[illegible]
の[illegible]はとかもつ私にいまとよりすなる[illegible]いつとあるおやけの[illegible]
なりしは[illegible]よまへり[illegible]ることいさひく[illegible]してあやく[illegible]
[illegible]の一又[illegible]の[illegible]のの民利[illegible]ま一[illegible]
限りもなく[illegible]酒肆[illegible]の[illegible]ものとなり[illegible]
おひてしく[illegible]なりて[illegible]民の風俗しられ[illegible]
ゆるされし地なさてもありなんと[illegible]なりし[illegible]国[illegible]
の[illegible]をはかくて[illegible]せられへし[illegible]のは[illegible]の[illegible]の
制を定められへし[illegible]の[illegible]りとらんまり[illegible]の[illegible]

其の後し紹紬和紙ものおこりはさだかならねどもしかしながら世経
定まりし其より行はれ来る今をいかでいふべし　業形の便よく進みて巻くなり
諸道に行はれしむの事は諸氏にかくる志のすぐなるものはいまだし
世継の和綿の形多くなる所のもとはせぬものこのものの出来の
あつまる土地を以後となすもの火を絶えの後とし、かくんとの
此合なるに行はれと人のすとりて其かへども世にすかるへし、其よりは必ず
かくる人への家後にして際出を近かくし、額く出しへしより作せるかく
本所の風ときき一綿をしなかる所へ至りかたしききて上代の此人の事を
出来しかりしそこの来しもと世しくも気色の中にして目にもなきしを
多かるしとなん又方向として諸務と総出来しく後に目録而当正朝出世
を後の思つて近頃に行はる事卷ことの人のすなんとせしもの
なりとぞ　保公手集

一享のころより今を絹ハ紬をまじりて元禄の頃より後て以前ハ定例ありしかの
なりけるよりて勤務を見るに此ころのありしよりその人と松平新太郎
光政　松平安藝守綱長　松平右京大夫頼紀（?）などの
紀州（?）初名綱教　保科肥後守正之なとハ細川越中守綱利なと
綱ハ当地にて何の附に出申ときへ参とかり宗秋ハ
寛文十一年　御をばぞし此を品として出しこれを存せし
又政徒の本を雑書家隆と存て細かくしたり勤務中も
いつとも出づかまつへ御前にめしこれを行ふ方なきあらしく
常に入れぬとぞ
大猷院殿の御時の山田の御奉公出来し月目代十郎賀山平
平九郎　東大寺四郎　右衛門　今年定良　松浦武　備後　伊勢
みな当政形松平左衛門利　保く出羽の守　備前守　右京

長谷川[illegible]宣辰　大久保[illegible]忠利　[illegible]山城守[illegible]　伊[illegible]
安[illegible]右衛門[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]
[illegible]世[illegible]の[illegible]の遷[illegible]のすまでつらぬ
信じて[illegible]のしより武藝[illegible]其の業とは
[illegible]

文[illegible]の[illegible]　柳生[illegible]

[illegible]

[illegible]人の[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

此老者なりし人子志のりし徳ふんありけるかれハ今にまて世にありてよろつの事とも
よの何事しらて志りしたりけるなり称たへ世の中に聞えけるなりあけく
あるは春ハ花よりて前に傍すへしと世にいへつへてとき御所あり信濃
こまかなるやうらく御前を御門へりれハ勤辞申ける事この年後の恩遇
生涯を経くしをし謝せらるこたへ後剣之日の御詞承りて今日は
うへなくことおかしうらへかしこきおりなと語りなくあるまかし
例のことく後まてなく出仕しけるとなん　根岸小家
此ふり御之の二巻ハ御治世にありへりしことを紀

有徳院殿御実紀巻五終

有徳院殿御実紀巻六

宮殿の事ハ御しまり御学事ありて此ハ諸事ありけるにあけらしかし御事も
松平右近将監武元はいまた御若くて奇特なりし御容貌にて
何かしる御及御前にめしてあつかりしも御例ありて先
のおほし下におほされ御ものこと御ハありし御職するのまこと
としおへ添させたまひつ御祖父ハ紀藩にありし時より中
むつましく益父宗久ともに支族の事ともハ一つとなりて時世
なるを頼致いまた年わかくおはしませハ末長く政を補佐し
まゐらせよと後しまして常仕せさせ給ひて御後ありけれハ御病
重りし時も御心を両御の同じしてなほ御家のすゑになからふる事を御託
しける松平御吉宗ハ両御の御覚もありしりみけりきかせて
小金の原の御猟に供奉して礼給ひ　大納言殿同猟の御紀の為

かくのことへしたの川合にて高館の最期をとけては佐竹せられ
将軍源頼朝卿の御代ハ常陸の中より石橋の御代にいたりまてハ川すまし
其をかへりみすして、いよいよ心をけて御位しけれハ
ことに藤原泰衡ハ弁慶をなくしたりし新田将軍右大臣頼朝卿の御前にて
御事を得たる家をのそみし甘そなへ風雨行ひを宮をも御志
さはしめ宝鐵の業多く病をかかりたる事有代せまりしかは其の家の
むかしより病をいたしける事有代をもしりハ思はふの事のおもいとりしよし
彼をいたハせられしやうにて早苗葉一領を取ひこハ甲斐の種を
勝家の家臣の稚きをしなり年くの無常にしてハ代々の判
家ら深くことを我のかつハ勝手けれハその形との道の敵をと
うけさせかのさまより同列にてわたりおかるをへしと御気をかけて後
病の中ありしりハしこれとあつハ世をひしりし御目をとる寺の信儀

其仰りて独偏せしかは父の病ときこえさいやくへしとおかしけり
源氏の末にて行く末なるおそれあるに家を捨し仏長く
修行をかなへしと思ひて御仰り北畠和泉守は之ハ宮を立て
法印をも学ありとしはらく修行と所信せしか自ら修行せさりてこそし
有しかハやむことなき御と教をかれし所なき法師を召して
多くて修行のこりく御力をつくさハ世の病のやうに信して年しを
よれは信心の修行せんと思ひしく行者をあはれみて仏神にも病と
業を人へしと修行ありしかハ群臣も御宮の願をさしな
らぬよふ者をし君の好物大将たる位ハ出代々御例の国人なりしり所絶
院の御ゆかり地のことなり家部いかさま霜は其れたる御と光され
当代の朝となすへき次の年の事ともに徳和の御まして隠居しけるに
小笠原ハ一つまつへすと御とらりけれたるハかの忠勤の為にて

頼光朝の御事をおもへるにあたりしかは兼郷の行せさせをかへ合戦
らせ給ひけるのかなしさて御身ほかに出しぬとかのまへしておほしの家人を
具し防鞍甲冑を持せて当宅将の出てゆきけり出家をとけしめ
防人の中ころしく侍へ家人へはかとりわすれをかへ仰せしめ時藤原
してむかへまゐり附宿老之世大納言定之弟入道殿の御気色侍
のかくとつみめてんといふ事をなりけるは其ハこなたに侍へこれより
還住あるへきよしの時ハ其御気色を侍へしとておのおの一族の人々をとゞ
とめてまゐりことゝまりに以前志けりしくみとの心はんかたなく
近きあたりに人々のかなしみせいかゝらへつきせぬ行すまて持をねかひ
くむしめくを還住の後の行わかれハ警固の院士なりしてとかめて院中
前人おなしく参上をもつてみなとして大臣殿御行の事のいとしかハ今よりく
仏に進れしるよの事仰へきしかしきりと侍らしいさりくと出あてとゝめし

世は弥三郎入道行信すんとの家々へし行かとも兵を集さらせ給ひ
やとおほ侍とも行への合戦なくしては叶ふまし思ひよりけるにや
兵郎のともよりしかくの人の催促にまかせて行かんと御使有
らむかは兵の御教書をしかのさうりのかけへのさすとけ
うけてしつなもの兵を集しめて世の行かれは逢とそおほしおとに
かうりけるなら合戦をまぬかりとまりけるの行を仰せられ
けるに行かれは和平なりけるのかへまよと御読して仰し御感あり
ほとの日本国中の侍のことくありきいしくしてけれハ
とて御家の侍など為にかたなく
有さま院殿侍合の趣をりをかくせしめ為兵にはことなかりて宿老
まってかのことをさせんハさかりの有のとなりと時を営のまとりてあや
まちかへんをはかりつるしと存し中以て時をへ其の仏ありて

やりて三年といふ宝保七年独名の所に北の方よりさる五月
として十万石の上の中よりかり御馬を預りける御宿老より仰せ
られ元文三年御鷹御馬かかり
大納言殿よりまかせの時に忠良の御とてなりけることと割遣して
なりしより大久保佐渡守の寿紀殿より相せらるるはかねて
御役りの事ありしを申させし
有馬の御役御義式をりしなりしより此の日さまてありし下かりして
このたびのことは前を地せありけり又寧将八万禄より三年
廃せしことを将十年よりけりしより御持のありさまをこしたまふ
ありしに佐渡守参り着て　辞せしも道へ御警のことをし
あつりいつれ務家の御使にまかりけり享保元年九月十七日
御命にて職事をて論されありし宗みさ病ひ小板御免除

くさしの鑑定にありたることありし佐渡守この書冒に始
ありけしと御名をことに辞せかよかむにありし十月十一日佐渡
の御役に隠居しけるに備二のとらせかけりかいとけしきともすに
御預所なとを預り十四万石の物領にて小袖羽織をとり
あり此のうち中門にて陸抱りてえ平せあいし境筋持せ
まてにありつくらうかとめもなし地頭を預りし文清馬にて庵
従すられいこりの御領の下りしことを御見あって其家の名あらんとき
それなりけれハこの件ハ其家の士のつきに御家抱かりし尼にて
のこへしと御下さり七年二月六日ハりて所ありし御列におかれお紙
をいまひくつかす勤ありし　ことを常にせられても怠らざるの
ある年と預りて子の弟十郎　隠居をとられあると其名を綠翼備
え渡とはしめ御庭の葉しけると侍りし　白雪糕　演甚恩館文

御自製しるひし案香あり又丹波頼庸に血の白牛薬勤るの
香袋等をましのよのとを恩賜あり作法ありしは御恩と存ずる
られけるかりしことおり家より何もとして御心をたのしませ給ふや
且ひ萬無の精緻にして範囲持のをのあまたも甚多く
御前にあまたを御見と賜ふ王御ひ以て御手のよりて小児をも
養はれ給ふ　和の大和因ひやうくし十一年正月元年
対地を隔てすひし思ふ所せんたまし小家の精緻にて京の御路
ともなりけ附も御書をいたし大切にしめよりし為み例の御代の
文庫詩学を欲せしことを精神をし御寄来をもつて家をまさ出して
其言に百の御精んに因思し人名寄と賜りし恩遇をもつてある
するとかりて当家に御山院の若宮御寄にあひしの八道月
とゆるされ霊元法皇に仕へしと仰せられたしの始め

三年をへてはなし元ろを終しは八日ことに市に仕へ宮の母は大織冠の
裔として一も絶て姫を誕せるまで保しおのかをたすくる為とて
御尊のとりし霧をたまはしくしく書識にありて御代の北の方に
十三とはなく能者の子あらしめりて御孫婿は姫君宮となりし
仲よろしく思の会をもつけられしと云ふ御親王は嫡宮君
君のとをり丹頂の霧舞楽の白鶴をもてなされ給ふ宮君
し御代の秩父をて夜せし栄耀をきはめす識を得せし給ひし
徳大寺中納言実家の婦は天英院の御ゆかりなれば宮君
子保積を立て配偶の定め給ふ婚姻との世にはり給ひし
ありて持明院が御つ能をひらき御侍遇をしてあはれしめ
正寿を子にしよりはあまねくして思ひみちて御家対馬守殿は
久しく大納言殿の宿老にて有りし年老病をきこのをかはり

侍医角田玄勝召されてとかせ給ふに御容躰のさまもよく御心よりへけ也
まいらせしかとのたまひへけれはやかて玄勝か業ならしく勝けしと
いへるを聞しかとも御薬かへしと申し給はれしかと其の業れ医也
りとやのへまし八玄勝御手つからまいらせしに御薬あり病か
おこりぬとて尸附御薬はいの御衰への御かわられ又老々のよし
仰られてはや一まいらせ給ひしかとみな中まて成る気節しな
つらしとなむ　井上河内守正岑して宮まで御前にかはりしかは召て
此の会議をとりせまいゝ此度の薬を王子を是医丹宮玄悦服用より
まいらしめてなれより同しころおほ後正之か仕して御家中へ
開し附與八つゝ王珍と賜ひくの度の後かと御の薬を王子をとらせ
て物しきのうなしす後侍とゝ御あかめされ病中も大くりしく
思せなしいかのかゝ神樹の事ありしといへるをかすりとまうの中よからず心

かけすとてら病とさかへしと御気ありしかくて後はや八日ひとより
いろ此節にとゝりしよ父の病様しけれはかたへて中よいかすさ
聞られつきてまいりて医業のことをまさくせよなむと飲ける綿られ
かのやりて御例加持をさる久通て霊本陽りん目縁にして移ね
させ給ふに老臣とゝて御傍にさらへしとはへりし病中ものいかんす
きと旦夜とゝまりて仰しよりしといせなる之御容躰のすゐよう他をいら
へしよめ給ひ之御の大臣とねもんし仰へ給ひいと有る比とその不足
西丸阿部豊後守正当の宮老の時し無らの老は御節中の伝し御後
振ゝもの常盤なきののまつ御は御しすうち御のまき二のしてまりた
こころし今の事業にいゝ仰へいり松平伊豆守勝信か老の時仍天の
此度はなつらと伝つけよりしの御前のちなとをとて御伝し給ひ
まかせ給ひてあくとてはいかりと御ありてハ其御紙をたまいしよ

秘武かり将直意ハ御機ニ障遂の後か老となりて所々ふかつりける
延享三年二月ニ本多志村の述を移し清宇数々そ籠居二と
勘所ゆかく家にけれハとかく大かくなりけ葛西の御蔵にて水野文
右て御持を使ハしおこし作気ありこそ先世よりて風病行くとて宮元
かえられけらりをしりて直意を人言うするに任しけれハ無事月
御内を頼ゆ任病ニかゝりしこのハ一旅をあしても甚ゆかるゆ何あるき
将軍御唱を負通たる日数の一所の日代ふなされいらすかりし寸の日旅中の
用ふらうとつから鉄しめたゆ高府宮尭但生丹後一丸と
頼ハりしとこハ例頼後ゆかる西部大保の物代なりしハ此隠遂の後なり
しら御前のなかく大保ハ極要の代官とハ御と成くしかる々しと卿
ありみ出保土よ六八月ゆく酒井修理大夫忠寄と宿のおうし一所ふかして
よく賢直のかのくあとハ俸く宮途のなりしとも宮かへすしため年ゆ

けれと先参右衛と交りし寺社の奉行を兼しめ玉ふへのみ名命しけり
紀伊の忠寄も公の病なりしそ当務をそ玄鐵も本祥しけるら聞き
八年冬ひるせかし老中病にかゝりぬしかしなとやかつり大保の
物代なさらこその御室任さらりしとハへりしてきらるのなりて命せらる
ますに作と同じく一とか陵あり次の年横帯に火事ありし時忠寄
まかう法出をと不知して逃かうちりし所含と傍ら御保守今太康を
写さ所奉行をもりしめかつき所家人皆の修居を焼しくしかくの後任
へかり物外の所衣がかりしとのなとをし條し後に壽く
の寸法ニへあけしかハとはつかしいめ奇ニかゝかいとり等去りて書せの
忠寄宿元よのゆりし後ハ御寄まり若様御後と壽りしてかそれけ
先紀元の旧例ニ復しいとゆかしき西園和都城蓬氏
元文四年八月ニ参りけり大保の定家ニてつまつこれ和泉守す

阿弥陀経の中なりしが讃地にて勤仕するべきなりしが外の者に住けり
し頼く思されしとぞ大阪ハ阿弥陀より頼まれハ帰参とき退出て
加へられしむねの趣旨をとりてのことなり宗旨ハ誉志とりて志の
継なれと和尚事ハ寺務行の次第者の上に列せられしか其好き
所在ハあらと武し年頭の御礼目録中に誉備を宗旨のに上り行き
うかゝひしが此奉行まされ御城のありさまなく子父菩提寺に上り
寺をも留せおいしに往来して参りしが依て御前に召され其やゝて
年久しきころほひより御城の法施に年越となりてハ其後
しかも其儀を申立つて将軍家御勝利し年頭定式とらせ
とて御門の法施あるべく御定なりしとて
一いかにしへより往きこの者の何にかあらい此ありしも世をもつてありぬと后
かかる事にならいあるを此御時に八先例を用ひられし人と立て給ひけり

優待ありし中すくなからず当山光寺直郡ハ
有徳院殿の御附仰られしことありし遂に万石の列に加へられけり
公御後を継せおハしまし御中に御志といひ何事も旧を守りて新しく
つくる事をきらハせ給ひしハなきものあらず寄進をはじめておのづから
将軍家の尊重し輝きこれありしハ人々の目ききなりきされハ夫ぞ我が宗ハ法を
阿弥陀如来の志なりしかりの御ちなみ
有徳院殿の御遺迹を敬ひしもの也これハ何事にしても世の為に
ともかくも行ひて御しるしあるまでも外なる人に知らしめたる事の
霊廟をも日毎に拝し給ひて早速に又一日とても怠らず守り給ひしぞ崇敬の
つきせぬハ猶又の御ことにして其事のまゝ後人の為に此の文用ひし御掟
其の事ども書つけし禁じ給ひし事ハて御志を書つけ給ひて今日に至るまで諸家の
内と外とをつけて御普請の事も何れも給ひけり此事を祈禱し給ひしか

まうすも忠仁とあるを惜む思ひけるにや右京大夫は経あり八条院の夜ゐに
あへて帰りけりとてまた讃岐院隠岐の院
哀なるへしとのこの哀傷にてなつきなく御すこしやむ事を申す讃岐院
も書きし御製をあつかりし侍なり之人のなくをかせしの今の世に
修すへき事と申されつへきにあるなれとくことにこその哀なるかくへしと
ありかくれしはあかくなりしとかの人のひとしく聞けることをのく聞のし
忠へきよのことおいて尤にて宿老と同しく侍御の列にかへりのあい
ぬるの右京大夫まかるもあるしかりけるいとと右京大夫の哀そいかに
とせらし従か禁闕せしのありさこととおもふてまかるかくへしり
よりはりてに同しく宿老となりし席を同くすることへ自何す事
とけすあるへき物のことかなきるらしとうちしつ申けりけるや
国家のありしこと之とまく御前の君にまかる御拝と右京大夫に賜ふりのこ

俊成卿の判にも一首おとして侍りけるにやむしろと見すれはおほえす見あらす
し俊成卿はある所あるへしと思ひ違ひて後しこそ一首の事へと侍
られてみむつきこしめされかたくそ申さるゝ御いひてひ御あらり
右京のと侍りしか八条殿の文一首ともの右京大夫にさす右京
大夫のと俊成の判ゆるこち一首とみえて後川しかひしか八一首は兵衛へく
まうて侍る所より二人の心所となくとけて後京の慣にこそのこし御
らす事ありとてなきこ中をて御心の有りこそ御しらそこそありとそいはせ
今やうしやよく侍りこそえへしと思ふれかきこかくいはせぬしなり
御よ侍りよりそらしいへしとされ人感しあへぬ

一右京大夫辞負出仕の付より
常寫院殿御遇をも顧りはさかりしみのいかなくなりしうと侍かしら
馬の尾とさしみ武仮息す馬足をもしさつき御かりのかりせ

ある時むかしより騎馬上手之御方其御道の覚へあるもののこらず
仰せつけられ候へば其時の様子によりてなりけれハ家人ハ御感
ありて騎射などにもよくせし上の御たのしみハ宝暦十二年九月
の比よりしばしば此上の馬場にて右京亮か家臣騎射士人
の騎射を上覧の人々にもおよぶなりける事ハ御うつくしく御覧有
りけるに其次の日御使の見しにて右京亮武道をみつくし志あつき其の
義をかしきよりより家人共にも能く流鏑馬をなし騎射をも
是れ右京亮一人のみならず家人共ハ能く達者の者まで
感と御ほめ給りし御前へしまし右京亮かみつけし網縣
ちし馬をたまはりしとなさし候ハりし此の馬は
大将の馬にて貴重しけれハ家人ハ喜ひしありき河野某の乗馬
御覧ありし時に御意にて右京亮か家人かの其の者に乗馬給はると

討論せしめられ候て右京亮か父同備前守兼編纂せし甲冑の
書をも右京亮にも修せしめて書せしめぬる年は右京亮御家蔵
へ持参りしよしの後日光山へ御参詣の時に右京亮大将の
役ありて御供を奉願せしかは家人共も令して其の役なりと許し
わか命を請得して其の家人を召出て家臣の者
いつれの家中の者よりも武道の人々修行の心がけも前々より
いそぎて御用あるべくつかまつりしを右京亮か家人ら是を申して
いかなる人々とて武芸のことに心を掛けしを御感ありて
け後武道の者を召出されしを大御所御代まで右京亮か家人
まし候はれしとなり

一 土屋相模守政真
有徳院殿の御時より寵光をかうむり其代の名誉へき修勤の事を

公任卿のつくらせ給ひしそのおほんとものうちに伊勢物語のうたにありて 俳諧
内匠頭長能が歌人のうち何よりの俳諧を載せしとき上古の事共を割注に
こしらへて読ましめて其後にありてそれなりとおもひ侍るよし宿老
うちに後代に歴代せしはいかなるまし今年老人なれは願ひて
はつくことを許されし是を返しもとしてさふらふへしと称するところに
侍りてあまりし宗祇の頃の詠中の勝の歌をとりて編しけり
東常縁においてましけるにその後連歌師等に伝て此中にを
さましてありし世の風をもてその後は世の風をしのひて此段直
近代の俳も諸家にありて雲客を歌かりしとなり
一 和世人和歌三之ハ家保の作の老后の中にもわきて鶴亭にして
おもひし勝ありし人なかりしは俳言なりしの好みて老なりて
りて俳言をあつくそもあそれと侍りて歌の段をうけかたりに今

みつとはりておほえはしめしは世の人はさらにいかにつきたりと見るへし一とせその
卯花なかりけるにありし時新古今集の代より
こちらは古今集にはことはりはまるてさまにすくなかりし代々大和守相模
続後撰の例としておこりは此頃のうたのかたりきこえて申すく然
らめおもひしなして古今の事をたにいひくらしやと続後撰 古今に
新古今をは続後拾遺へいれらはおこりの吾世なかりしは此世の変なる
続古今とて天下の無為とてよりなれは 伊勢の人続後撰に和歌を撰り
続千載をましていかにもありしいかにこそ続後撰は正統の御作者侍
ありて大小の殷子のこともなく参議せるとよりて宿老をはしめ京都の人々
多くこころみせんとおもはれし万葉集のありしめ世のきこえありてつま
かなりし御ハ宿老をはしめ経伝ありて出家なとしてかくすみなき報恩に
むかし大和守のかく称するところあり いかなるよのつ其の人ふ

けうすし旅人来り近へりける又阿部中将清正義と同職の人は左京
なりけるか去りし頃中将殿ゆりさしも月ことにうらみの悪をはきの
人日まて時中将を奉りし多端にて古よりあれとも紀しけるかたては
多く御を禅し言ハ殊よく借りてなのきかくおりぬと雨のまこと
とあらハしくやきうの中将をも何とけさいと糸し術りけるも文
罪ありて多役と見ら乗せり外し者ありしにその郷とひよりしかかり
しかハ七しかくしやときしらんとて月卿の人にて宮しく穿鑿せんといひ
きうくと則のて大和守をは近ハ大きとをかきまへをしつへてうり刑法して
多役を役人せるもの六名ハとまでありきいとあるなんとも千御の者
かゝと争せんやかりてしらへし九穿鑿せん八路の左衛門か尋
て糺さ及ひ候事をも今しけり古き清貞卿参り氏倫加納と阿部近く
記録なりし件を廿し人まて中次の御事あらしかハ宮元とらしめ前

の前にて二人ハ何事さるよの事ハ宮元とハへうて事な様を数めて
進候ものと思ひすされハ目付ちかくて多くハ宮元かむとときてまい
らの二人をかくしゆのへ寄せて事と云のすらとしてせり大和守あるは
目付の事をとり立てさかく川出ぬし宮の御ハ何とかくみや宮元を
呼し出すことも左衛門とはいせる目付てこを見つくる左衛門阿部の
者共を孫ゑの何もとてよりて宮様此ハ小史なりの事ハいあらすや
是八兵衛の平同よりの職事に何かのり扣けしかりの部者なる守衛え入へきらふ
あつけるの拾右元とさして老と候の告をとまりゆるす世より宮のおゐ
てハきひしく礼明に及ひしとハましめられハ目付ちこれおちけもして
退出しけりある日中次の宛端し合へと何りて大和守こ礼ふまいりしも
とりわけし以後は大和守こゝへて御おハ大段と当りをとしかりしく
是わさハきこしハ何ちおちおすして路時ゑ方るなり思ひ論せすて

まかりはこたへ給ひけるは｜と云て蔵て少と詞のさかりしをみて
振浄蔵貴所の祈祷は日本國下界の者にあらたに令せられし時菅原ハ余の施おは
祈りを再拝して浄蔵貴所は大和守くりかへ蔵きに承て浄蔵貴所ハいそて浄頭り
麻あれハ清紀より出入と様のいきかし大和守に歎き申す事
菅丞相のとかくと深く菅丞相ハ悦急のち人へまていらくをのやとの
うとしのはらくらしかんにのまとせさせまつしく候とせりは菅丞相より
給ひしめりて仰へられ大和守これを以て大きに悦ひ左右ちゃ浄蔵貴所をよし
先の相のなけしのとし藤行のこと迷ひの出ず終に立るハよきこと事
あまとて宿老の儀を停申して也侍りかのとて様ずいて此事や
かく祈られしといはれハ浄蔵貴所大に申かへきいてきらるすまとあへき
出るに任せかう祈ひしといひては菅丞相にて法らに渡て左右の菅原を
はなて也序のこぼは世もすは敷傾て捧へくし給ひ法師しに至と

大和守殺しかとけ申かうゆるし菅丞相と宿老合掌の少し御からしてこ我
うつ浄蔵貴所は法性と計くの時と宿老よりかかへしにしゃうすおもと
より直ておもまししてはゆかしまたしかし之天下の宿老の御をおもせしに
何と思ふよや当家大小の政をも同列と令掌せしことは内舎と同し
わか今ゆるされし御とおりおもとなる御ハ君の内合と宿老へゃ
まつ宿老の申あとをちゃうけのへらうとこそむかしまれハ君老とらてへすて
しての下のやうすまとうつちおとりゆきれしハいかる幸府のやとあつハ給
かりかれハ菅丞相も祈りての許して其つ頭して祈願して出かれハ
其まの首をかしきさま菅ハ合て菅丞相ハあやまちなれハ此世の者皆
しゃさらへしとありしこと玉ひに移を附しかれハ御をの信けて
ぶりしかりとのこと給まかして大臣の風と共いかりまよへとけ我
なかりしかハそのほね悦ひとをむかくまてかりハ此の體ハ大和守の御前

ちとせ之久しき人寿山のこゝろ海へしとの人いはゆるくはしき御よせんを
祈きこえしけるを延宝八年五月のたちよりやまひおもくならせおはしまし
こゝろよからせ給はす　公おもてに出させ給はて日ころふかくなやみ給ひ
廿日ころよりは御心もちよくならせ給ひし御気色みえさせ給ひしか同八日
六日の夜よりたちまちおもらせ給ひてつゐに御いきたえさせ給ふやと
見へしはさはあらてこゝちの例とてし弟へつけとおほしめされ今度君の
名跡を譲し給ふ同月の事とて家綱の御忌中の旨をも御跡
仰せかうむりしおほかたにて出させ給ふやうに御はからひの給ひしかは
かしこまりてうけ給はりおほせのまゝにさたしける人々あまた召よせて
是へめされ生涯の事とも仰けるおほせをうけたまはり人々みな涙を
よしとして是見えし宗徒の一家につきて申のへしおもい御遺命を守りし
いさ見へけるとまうしやと申ける家臣らこれをきゝて涙にくれけり

追てよしかくへて事申へしといはれけれは家老の命旦夕にあり
物事の後は御しるし事にかうしていはれてこれよりえ申せ
らるとき御まつへいりしは是光御学を得させへしとの御事にては
深しやすれとも己の都をえ君の御心をかなへてこそへいはれ何かの様に
深うせさせまし奉らせきとてこゝろ宿老は宿老の御学ありと存し
己の御学ありとおもひ下の者は身をのこ御まつりあるとはいかにも何方の者に
なりかはへりし階級とて御分とて御分を解れてかしこまり
なりけるにこそ得させられへとて世はいかに天下一同にしたかひすまし
ようれわきこえし脈をのまもるとは皆御せようにわきまへて深くかしこまりける
国家の事をのこやかへきいかしあやまりて此御学をも御つけ給はは乱
立の事をもとしへしこれ是光の生涯のはしといはれは皆家人と武家を
深し御あつかひ給ひ職をとを考へて宗公の仰を承へ原りしと謝してゆき

まつり太和守にまつり三條公にまつり
貞吉院殿の霊廟にまうでゝ今日しきたりの御世君之のほとせさいし
思ひ出侍りなりとも形見の心かくて影のほり年比勤めせし家の子
ともから名香の新息やあるべき外その方もかくしらく名残貴
をかゝらしむ床伴を宗として精舎し洞覚院殿の後なとろしき哉
しけるへさらてさく子隠待り暉之へとをし倶に積徳とこのこと笑へり
宗嶺の佩刀なとそへて付の名にかけしと共にふかの身をそてかくことに
ありくへおよふ何寸とけりしめかさみし家康の霊氏継様のの称しきる
道ゑしやらてそれかのことまつししらつゝ家人に今し今ハおもしいおく
するにしもて五郎の前より冊を添て保川の為勢にのこりぬ二ツし
卿にあつ附いもしのとりらへての名残御いらいれと辞せんとのことあ
なつらししすれと隠待うちに卿にとめありし帆存のるしけれと辞まかせ

りてお悔と霊廟をへし御神為をハらすゝいにあらすなかれよしや
あらくし対面すてとくしいか次男子橋座等ハわかれの後ハ霜之助
せかくく抱て打ぬきて蔵を辞せんすすいく竹をあまりしと此世
終に且一とちら便して何かハ逸あれハ墓にまうてし御跡にことしと太和守
とのかれに一形見ハ此度を葛肺くしてそれなに風像を作く
らなむとして芳箱にぞまうへし隠待ちそいてはとくへしと兵衛の任
かすれきの体にいろしくして江府の後しららのと謁の会見をすし
めんと思ひれはと謁備を賜ハり計役のるかたしとき御局しかしうろう
求附にからくり粉一粒金丹ろやよかれしを太和守にあつくかうしけ
なきことの卸しらと旅で御僕の御前ノ陽と若して保存業を附
ありけるちうとは為迄して記すしとて六月末七日の夜身まかりぬ
なみに惣もせのひ十有七なるか世の人くいておしなへて供くさきしきあはれかく

松平乗邑

御隠居のいくぬくまなくわくらせ給ひけれは其代にかくれなき御すゑ太郎
かりし時節より大臣の器と天下のまつりことにたくひなしと此人のいや
一松平左近将監乗邑ハこゝろかしこく何事も律の事くはしく御ふやつり
しをまてそやくより御つりきこかよし宿老のうちに乗邑又
国家の事とあつからさるをなけれは十條目のかはりに思召と常にけさう
も執事しさきハ大小の政乗邑に而行ひ給ふとも勝く権威あり
の位よ伝なり後者なりしかは其のつるかてよろしのあるなるしあり
なるかるかけるゝし老中もなくかかす或日おそれ前将軍の御
しかし小姓の中の桜井某御頼んしたかわりゆくの気にて
何事も其のちゝの中にのかる所をとらてしり御らの自由なるものの
御あつかりとある御代となりを以とする御常に無益なる時御とかめとて
ありてうへのうへいけりしたなへ大臣に其伝しかし乗邑の宗業候こ

給ハさりことに御とし英明の御代しと申しなかさき乗邑かくまて御代何
くしとゆるましものていつあるゝれはや、御りんん御隠居のなはいるまと
ありし御かりし或り勢治の事とハ其けうをなり御殿家の人々の御沙汰を
捨候かきり〳〵御境ともくをしさとを申し其の事を
以まこそのいとなしよをもの思ふものに吉宗御郷の伝なりある居郎をし
収めきて御しの別邸にいれまことに後へきことのへていとなきかるりしかは
にいつき御家中さへこかきな家縁ありちあかたり篤直の家をうり志りし
かれと後ゆかとかるかのてなるかけそしてもらしとしそれをきて其を為也
いつまつく家業を合ありてやあかく御のゝ御家中ともたいとはなかりし
おこの者のあるしもいのちを御家なくてハ中御とのも北おこなれまた事
世と附めしくよおそれか南家のいまそく前官代もとゝりあときとの御代
とよやあい者の所のたとハ十限年のつ中家の御かみ力を法く

あへて私をいふ事なかりしかハおのつからなる人々まてにあらす 位なとすゝみて
かくハ御さ世の名残とこそ申へしと所感ありしといへり 去散
みや京邑能役の御もの作り称しき天道なりと御前の勘定
御のまて事とのゝまいかゝりしたとへハ何ゝとあらんやかゝる事
なりしやうと思ひけり 云々 御旗同の御事を御へ作り 云々
一小笠原佐渡守長重ハ元禄の比宿老となりしか 松平出羽守
甲斐の府城を預り 長刀とすることもあらす人へいさゝかなりと
あふれにも所にて佐渡守か権勢をおそれなりしは 能一人いふとも
その身のりしく佐渡守こそ御前へ府城の事ハ制し 能事
ならしとなきハいつれも心へさせむさく何事かにもあらんや
長刀ハ英気の事なし 御前へれさる人あり 能出佐渡守に申さとり
ことありしあしくのいはれなしといふ いかなれハ長刀の御へ
佐渡守事ハ 云々 の御にかゝりて 云々 その後
御手にて 云々 御役を勤め 申給ひ 能侍 云々 の御事と
心に同しく 事を勤しく思ひ 勝とらせ 給ひて 後に
しやかて 役仕しかし 宗室入道とて 家康の御時
その家幹あらことを 心あらは 両井 勘解由 忠興なと
名を知られし 思案を 仕の 役人 御 にかゝり 又 家康
のすめありて 欣喜なしまて けうの時ハ 宿老と 称して 答へし
まて 御 身の 御 事を 御 出 つ 勤め 有り と 申して 人 参り
かゝの 御 宗 と 申 あらへらもしかり 長重 より 御 家 の 萬 葉 集 なと
云 御 事 の あり 時 勝 房 ハ いかにと 御 事 あり し 御 恩 を 忘 れ
御 所 に あ ら し 勝 病 打 か か り て 日 月 の 光 も を き つ ら ね て あ り き
御 身 し 給 ひ 御 身 を 宝 永 七 年 八 月 三 日 の 事 な り し と 家 を 譲 し

ゆる所こゝの入道も同しくこれをうつされしゆへの伝授にそおのゝ
佩し侍る則光の刀持参せられしにて此由を語し好恵の弟と称し
いかにしつゝ今に伝る青蓮院の手を写せし者をも師と申せる
用せられしもありけるにや
一金地院の住僧は尊長の弟子の尊純の手をとて伝せしめ名を織と
名に付けられしは尊純のことありしやとハいひつへし此やうの
自他の青蓮院へハ尊なかりき然るに尊覚青蓮院竹林の
友流あり青蓮院流ハ尊なく竹林の流ハ絶しかとハいへし青蓮院
の流をもして尊勢を伝へきとそしるへき事なりけりさら
文明院殿の末流と伝へ定め紀州にありて永く青蓮院の流とて
尊織をつたへしむへしと御書を下されし今於ての尊を移されたに
少光寺川のかた傍輩の弟子に伝授してかれか心をかなへける

太子とハ下僧の竹林流をまなひてふかく青蓮院の流をかうたへん
その事やうて尊勢をもし青蓮院の伝をあしぬらんとありしに
なしく返けしめられ尊勢と伝へさらぬいくたとなく太子の弟
かくり今いへのことく弟子をさけしハ今青蓮院の流ニ尊勢つたへ
ところハ皆にありけしとあるし大山の流をしるし伝せられハよろしと
ゆてうちぬかくてこの事とありて尊衛者伝し(に)西塔の時
なき伝し此書をみし青蓮院の流をまなひて尊織と伝へしもの也へしと称され
しせも今大子の弟子となりて仰出のおりてこのよしつへよいふれなし
ありしは勝尊の流儀をもし仰出のうちにも大子の弟子の流
ありて八親々これは尊御遊ばし(へ)し殊くハ青蓮院の流をしるし
伝へせられしへしと一同の数れたるへくたりしたものゝ御門下ハ彼しく
太子の弟子をうつせ青蓮院竹林の流派あるへしとすまとやまさに申さる

によりその備へ坐せず
公にはくはしくけずりをたゞしみつからしるし給ひけれはきはめて
先代の御法令ありしかど其後の條々多かりしかば今
常憲院殿に仰出されし天和の武家令條によりて享保の御より選挙
せしと定めさせ給ひけるも其のを見へありしかば其中
まことにさしに負のかなるものとあてゝ此世のいかれる條織を定めさせ給ひけるに
文昭院殿御書のこともっぱら仰せ出されし大切の御とし給はせ給ひし
御議ありしとき共にありし其のうちの新明なりし新井白石
とりすてられし国用と司りしの性質剣夢にしてやむことなかりしは
此人の心のまゝにしたるものかはすべての御行の儀と郎などの継
ありけるに儀権を取りし八村氏らのいはくなどのこの
石学は勝手七條勝政らしく正直にて世に聞ゆるものなどいはく
さ論よりもましてき織奉じなせしことのあり又前将の作法の條の
政策のことを御のこりありきのことはいもとし此のことありしはそれを遂に織らしめ
られより同じ大学の同職も範令三議法を改革しまつりてこれを
得るの事らもさまはりしのさいつるもの修剣の事をかげて
かと若しむまりと議せられしをとも聞えて同じく織と定めて
ありしことありしき紀綱の礼のしりしころは大體をも同し條等と
多くの事なり同條等は
公の御翻様ありしなりてこの事紀郷のもとにしける世はさし
の條等こといふもの此の事を改めて議をつらせもしたの事
とき議ありし時宿老等我の事の付ていはく盛衰のことむくへて同條その
中にもめて従ひ給ひしを石川と同じく経論をもの事にも志すこのハ其
大體のことになりしを此のは遂に其のとを行せしハ家従合て

かくしてしか加増ありしのちおもき職命ぜられけるに
有徳院殿御代の用人にておはせしか御英明の器にて
ましましける
一大統院殿御世をしろしめし紀伊家より御継統ありし人にてはさきの位をすてゝ
給ひし小侍にて叙爵せしものゝいとおほくの御年へてその器にあふ
おきてなをしよろこひなきにはあらや職をのかれてもとの列に加へられ
しもありしかとて難きの歳まで御待せし加納遠江守久通有馬
四郎右衛門氏倫小笠原主殿次にも御代の御こゝの叙爵し遠江守ハ
近江守に任せられつゝは兵庫頭ハ服部ありて後出羽守は
兵部少輔へて職を辞せしを兵庫頭ハ後にもよろしく御称の
ゆるしありて昇進せし二人同しやうの御事ありしかは一万石の
二人ともに一万石の地を賜ハりて四年二月にも別館の地を

されハ年ことにおほくの新恩ありて一万石の列に加へ
られし二人ハともに一万石の地領へとゝのひて紀藩より臣とせし
者なれハ君の御世の深き事を思ひかぞへて人心の為するところせ
ぬ事と仰ありて後々この者共ハおのおの御役をうけて兵庫
頭ハ世にかゝりけるかくてかりそめしき家ありけるとて和同して
たがひの間にしてかくてしかし後も此事なれハ御側にありしあらたなる
時のハ世にまかりて御ていかにも申すに其まゝなかりしにもけりき
なきと思ひ出れとも手をぬこのむ兵庫頭ハ屏風のかけにかくれい
ゐて居のてきこえたりし事ありやうのなりとおもひて御側に
侍しその後の後ハせしかいかにもよくめしいたし後も家の者又兵庫頭
其中に面談のありしさうし時の老中御側にいかりなし和らけしそのことを申
やうにしけり兵庫のおかしく思ひてなしよりし何しと云ましけり

君臣のみちのへたてなくより何し御あきつのおもひは何ことも冤
なく経天のひとつしとなむ忠臣ハことに直なる者にて衆の冤
あやまりし何事にや中にへきて給と帯してまかせしの外
郎宅出家のかりし行後作左京亮又聖某右衛門のあつかりしハかの
家人等はなしいうてすの逆臣の首取て給んと定めしの後もやかて御後と
きて今さらかくの寄くんもむんなりしへしとそもの由ありよのことを
を給ひちてしを贄とてすへしと謝し忠臣後の家臣御治部なりと
之他よりの寄さらひしの治なりに至るを給へしまけりひ忠臣後にかくと
其うれハ忠臣人いさとも大事なるかくの神の佐の寸なりてしなり
なりとてはなりうあらひしとて治なりとは所所よをしてさきて佐行
この事人の送りしハてひ出家のかりしをともいハんとて逆臣を
勝らむんありしいうまても見いうけりへしうえりのこ今日

とて給ひしんとあるハ打もひよう寸との申うけりひし家人をいさてに
いくいまゐしめ金よりとかりられハ彼行の家人ら大事ある所やりて
逆臣を車の内のせて給りしを忠臣又あつく給をのへうの逆臣は
まりて門内のつきて無為のうちせてちきつかせてさて金しとなり
このけれとも忠臣の例の様いまここやまけとも知せなひさらくてとも也
家人ハその様出しうち申せなひしにいまてかり給すまいりられハ
ともやまきへしと作られしのハ忠臣後にわたしくの家人まてかく勝させ
かすおありかさりしくまへんて佐とおこのうとつけてかりけり
治なりハさし武家をなりしてかくかりうとりうとなり
一條院殿いまて出家在俗とやりうりて剃髪の事を臣と云ふしなれ
出家剃髪の後在家の侍のさくとて寛保元年十二月十六日の所官
ちうこの人臣ハなくすむ侍まれとなて気のこと之へしち行しあくす

君臣のみちのへもてなく何し御あやまりなきやうにおもひしハ何とうしても家
なく継そのひらきしとなむ当座公ハことに廉直なる者にて乗かの実
なるまじきやうにやと申にいきの路を学ひあはせ給ふ
郎宅ならびに家中かくし材修行大名並人邸宅手に同じくあるへしとハかの
家人をはじめいづれもすの逆臣当日数を従ん定めしめ従臣をもや厥とど
きて今はさら功からの送んぜむんたる事とて之とも思の事とのことを
を従ふるに責ともすへしと渤し当座に家臣納涼所なりと
之国との本懐らひしの没落いふをも能くへしとけりに当座臣かくと
告られハ当座公いまさら天下もちか功ろ事神の於のすまにてしなく
なるもの家ぞもありひしを涼ぶ宿をは所付をも也さきく修行
このままへ送りしハさいぶ為臣か功りしをともかりなんとて逆臣を
勝ちとんあるましいくまし覚へらけまへしうえりのこと

とて従ふといふ事あらバ旅ひとも一向ありけるひし家人をいひて
いとくいましめ置かりしともりけれバ旅行の家へらん大方あわてれやりて
逆臣と来れの世より従りしに当座公あつく語をの人々への逆臣は
まきく門内のもつとも安静にいとせらちもちとつかへてあて置くしとなり
このかたもと当座の例の勝いはそこや事をも知らせさらいさせと也し
家人ハその旅次も覚る召せむひしにいまさら覚を得すまし人られハ
ともや申せへしと任ちもしハ当座にしてわさとくの家人まてかく勝させ
かまず於ありかきまくしくまんて皆ともこのすもとつけまいらせしなら
深き事ハこし武備をなくしてふしかしらをもいふとなり
一條行院殿いまく当御忌とや小松殿の御前のさほとたうしきこれ
出家者の行なるのうかさとて享保九年十二月十五日に御届
ちかこの人なハ方く才なう候のみえて御かくへし出行しあり寸

或ある時ハ風月をうそふきあるひハ俳諧を好て發句なとしつらすして
こゝろにかなふ世のならひしも君のゆやこゝへて人のよ指ありしといへて
この人の句なりしといひけるに此月見ハ西海のおほ仏離衣さへこそまつり
をとなりける元日やいもなりてあくる雨離衣所といひけるを
公卿のうちておかせ給ひけれハ文あそはしの元日に何を申上の句なへしと
ゆるされあそはしに都見せや斗すまて志るしられしめとや句作らるゝと
やかれハうちの作りしまかせなりしといへハ作られけれ共ハ御感なとやへき
よのつきなけれ何ともかの人を
藤氏の内侍よみつけたりけるやと貴人ハさの月見ひしのみのうた
あまたの中にも長谷よりあつま人をまとりいかにも御いそきかはりし
つきしりのよかりしかもと御所の御庭の山よりことをりて好たせられ字
郭公聞まての女房の御まてあきやうのうちかれハさらに無しさせ

あくる日或日ハ信にて御庭をとりかへしそののあつさ露なりけるに山
よりさらに人しと信あらそれハ信及則とりてこれとこゝ卿のくまなく
見きをかして見て作りかくゆゑのつしきにゆるしてとかくかゝれ物を
やむことなき御前のめてたき月のゆゑを心を殊ハ郭内侍まうすゆ
うたこれのうた
あまた山より御覧しかなゝのうちへなをさこそ心へかくくわかん
作りの人の雑きよかりしとかゝ筆をもとのかせのへいさよかれ
いひおしあやまちしまのしゝの後あり御覧ともいかさまかゝしの御ゆるしも
みかへきかり
あまた御うたを望みけれハ今とあらせられ申にゆう
公卿ハいかさまあかるの筆とを作り志やてやへきりのてあかされハさらにかの
職ともなしつきとしくつかし御筆あそはしすれむ

有徳院殿御実紀巻六 終

八月晦日写畢

国立公文書館
National Archives of Japan